

七 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案

現 行

（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇六 （略）

七 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）、企業年金連合会又は年金積立金管理運用独立行政法人が保有する株券等（株券を除く。）

八〇十一 （略）

（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇六 （略）

七 厚生年金基金、企業年金連合会又は年金積立金管理運用独立行政法人が保有する株券等（株券を除く。）

八〇十一 （略）